

事務連絡  
令和3年9月3日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県  
附属学校を置く各国公立大学  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体

「GIGA スクール構想の実現」事務担当者 殿

デジタル庁国民向けサービスグループ教育班  
文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課

GIGA スクール構想に関する教育関係者の皆様へのアンケートを踏まえた取りまとめについて（情報提供）

本年7月に実施させていただいた、GIGA スクール構想に関する教育関係者の皆様へのアンケートにつきまして、児童生徒、教職員、保護者等多くの教育関係者の皆様から御意見を頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

頂いた御意見の概要や主な課題、今後の施策の方向性、主な御意見に対する考え方及び学校現場での工夫事例等については、本アンケートを踏まえた「関係大臣共同メッセージ」と併せ、以下のデジタル庁ウェブサイトにおいて公表しております。なお、分量が多量であること、及びデジタル化推進の観点から、当該資料については以下 URL の提供をもって替えさせていただきます。

また、今回、GIGA スクール構想に関してこれまでの通知等で周知させていただいた主な留意事項について、全体像を別添のとおり整理しております。

これらも踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びの実現にもつながる1人1台端末の更なる利活用に向けて一層の御尽力を頂ければ幸いです。

以上について、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれてはその管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

詳細は、別添及び以下のリンクを御参照ください。

・デジタル庁ウェブサイト：<https://www.digital.go.jp/posts/NL3lOB9E>

（本件担当）

【アンケートについて】

デジタル庁国民向けサービスグループ教育班 横田（03-6866-0113）

【別添（留意事項）について】

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課企画係（03-6734-2085）